

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速実験炉原子炉施設の
設置変更許可申請に係る事業者とのヒアリング（102）

2. 日時：令和3年10月26日（火）10：00～12：10

3. 場所：原子力規制庁10階南会議室
本ヒアリングは、テレビ会議システムで実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

菅原企画調査官、有吉上席安全審査官、小舞管理官補佐、

片野管理官補佐、安澤技術参与、羽賀技術参与

長官官房 技術基盤グループ システム安全研究部門

藤田(哲)技術研究調査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 担当者

大洗研究所 高速実験炉部 部長 他6名

5. 要旨

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、配布資料に基づき、第53条（多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止）の適合性に関し、炉心損傷防止措置及び格納容器破損防止措置に係る設備等並びに多量の放射性物質等を放出する事故を超える事象への対応、及び第8条（火災による損傷の防止）適合性に関し、ナトリウム漏えいが生じた場合のナトリウム燃焼への対策について説明があった。

原子力規制庁からは、以下の点を伝えるとともに、本日説明のあった内容については引き続き確認していく旨伝えた。

- ナトリウム消火に用いるアルゴンガスやタンクローリ等の関連資機材については、施設内に配備するのではなく外部調達により対応することから、事象発生時に対応可能な時間内に調達し、消火対策が成立することを、手順と時間を示して説明すること。
- ナトリウムを内包する機器のうち、破損を想定している機器については、

機器容積及び通常運転時に保有しているナトリウム量を明確にしたうえで火災の想定を説明すること。

- 炉心損傷防止措置及び格納容器破損防止措置に係る設備等については、措置を実現するための設備(電源、補機系を含む。)を機器レベルまで具体的に示して措置の成立性を説明すること。また、それぞれの措置における成功パスを確実にするために、複数備えている対策設備をどういった優先順位で機器を使用するのかを説明すること。
- 自主対策設備については、設計対応設備と比較して、どういった性能が不足しているかの説明すること。
- 配布資料3については、資料の提示は受けたが、内容の説明を受けることができなかつたため、次回ヒアリングにおいて説明を受けることとする。

原子力機構から、承知した旨の返答があった。

6. 配布資料

資料1：第53条(多量の放射性物質等を放出する事故の拡大防止)に係る説明書(多量の放射性物質等を放出する事故を超える事象への対応)

資料2：第53条(多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止)に係る説明書 -炉心損傷防止措置及び格納容器破損防止措置-

資料3：第53条(多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止)のうち、「使用済燃料損傷防止」の指摘に係る回答

資料4：第8条(火災による損傷の防止)に係る説明書「ナトリウムが漏えいした場合に生じるナトリウムの燃焼への対策」